

広報



発行
飯島町警察官駐在所
電話 86-2033
担当 土生都宗平



法定速度の引き下げについて



令和8年9月1日から「中央線や中央分離帯などがない道路」の自動車の法定速度が30km/hになります。(改正道路交通法施行令施行)

法定速度引き下げの対象道路



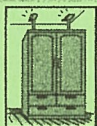
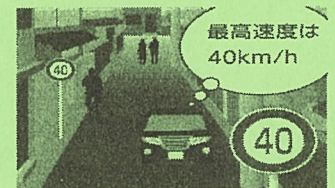
中央線や中央分離帯などがない道路 ➡



注意点

中央線などがない道路であっても、速度規制標識が設置されていれば最高速度は標識のとおりになります。 ➡

自動車を運転する際は、スピードに注意して安全運転を心掛けましょう！



防災の備え、「知っている」から「できる」へ

地震や風水害など、いつどのような災害が発生するかわかりません。

【身を守るために～日頃の備え～】



● 家具の固定

倒れた家具の下敷きになったり、避難の妨げにならないよう、倒れそう
かり固定しておくで安心です。

● 非常食・非常持ち出し品の準備

避難が必要になった際、すぐに持ち出せるように、また、停電や断水しても、数日家で過ごすことができるよう準備をしておきましょう。